

Following electrophysiological study four of six patients with supraventricular tachycardia were recognized to have atrioventricular nodal reentrant tachycardia, one junctional ectopic tachycardia and two incessant supraventricular tachycardia.

Right ventricular endomyocardial biopsy specimen were abnormal in five of six patients. These findings included myocellular hypertrophy, degeneration of myocytes, disarray of myocytes, thickness of endocardium and interstitial fibrosis. Abnormalities of endomyocardial biopsy specimen were much more advanced in the patients with incessant supraventricular tachycardia than in the patients with paroxysmal supraventricular tachycardia.

In the patients with paroxysmal supraventricular tachycardia, advanced histopathological severity of endomyocardial biopsy specimen was associated with more frequent incidence of paroxysmal supraventricular tachycardia attack and longer duration of follow-up. Poor left ventricular ejection fraction was associated with severe histopathological abnormalities of endomyocardial biopsy specimens.

Although there is no overt clinical symptoms and signs in the patients with supraventricular tachycardia, it may be recommended to prevent recurrence of supraventricular tachycardia attack as early as possible because of propensity for the development of possible secondary cardiomyopathy.

「引用」についての豆知識

「引用」の範囲を超えて他人の著作物を、自身の著作物へ取り込む場合(“転載”)には相手方(著作権者・出版社)の許諾が要ります。(許諾の条件として著作権使用料を請求される場合もあります) 但し、「引用」の条件を満たして利用する場合は自由に利用できます。

1. 「引用」の条件

- 1) その著作物が既に公表されていること。
- 2) 執筆上(自説の説明・展開, 学説の批評などのため)その文章, 図表を取り込み使用する**必然性**がなければならないこと。
- 3) 引用しようとしている文章の長さや, 図, 表の数・量が客観的にみて**正当な範囲**にあること。
- 4) 原則として, 改変を加えず, **原形を保持**すること。(改変使用の場合は, その旨の表示を必要とする)
- 5) 原著者の名誉や声望を害したり, 原著者の意図に反した使用法をしないこと。(例えば, 原著者が既に訂正・補足した学説を, ことさらに訂正・補足以前のかたちのまま引用し, あるいは引用して批評するなど)
- 6) 引用された文章, 図表などがそれと判るよう明示すること。
- 7) 出所(出典)を引用個所に近接して明示すること。

2. 改変使用について

- 1) 原著者の意を害さない範囲で内容を要約しての使用, あるいは, 外国語を日本語に訳しての使用は「引用」として認められている。この場合は「出所の明示」に加えて, さらに「…より改変(あるいは翻訳)」などの“ことわり”を入れることが必要となる。
- 2) 二つ以上の著作物を使用しそれを複合利用する場合は, 出所の明示に加えて「…と…とより複合」などと, その旨付記する。
- 3) 著しい改変を加え, もはや「引用」とは認められない図表などの場合, それを新しい原図(表)とするか否かは, そこに盛られる表現上の *creativity* の問題であり, その判断は著者自身の学問的良心による。

「引用」かどうか疑わしい場合(特に書籍から利用する際)には, まず原著の出版社に連絡されることをおすすめします。「出版権」設定に伴い出版社も複製の権利を所有しておりますし, 著者が「著作権」の運用を出版社に委託している場合が通例となっております。

(上記は日本医書出版協会 発行の『著作権の知識—編集・執筆のために』より抜粋。発行所: 電話 03-818-0160)

編集室